

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請  
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 徴収事務の委託【産業経済局地域・観光産業振興部渡船事業所】 7
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 8

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【環境局循環社会推進部施設課】 9

北九州市告示第 275 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 2 年 6 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原 46 番 93

光和精鉱株式会社

代表取締役社長 平嶋直樹

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原 46 番 93

光和精鉱株式会社

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 71 号に掲げる自動式車両洗浄施設
名称	洗車機
能力	最大 121 台／日（一往復洗車時）

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	0～24 時
1 日当たりの使用時間	6.5 時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水等の量 ( $m^3$ /日)	通常 3 最大 5
水素イオン濃度	通常 6.5 最大 7.5
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 3.5 最大 15
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 200 最大 400
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 2 最大 3
リン含有量 ( $mg/l$ )	通常 0.06 最大 0.10
ノルマルヘキササン抽出 物質含有量( $mg/l$ )	通常 0.5未満 最大 10

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	油水分離槽
能力	$10m^3$ /日
処理の方法	浮遊沈降分離

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

	設置前		設置後	
汚水等の量 ( $m^3$ /日)	通常 3 最大 6		通常 3 最大 5	
水素イオン濃度	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5		同左	
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 3.5 最大 15		同左	

浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 150 最大 300	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 2.0 最大 3.0	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.06 最大 0.10	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 0.5未満 最大 1.0	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	設置前	設置後
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 41,651 最大 48,135	通常 41,651 最大 48,134
水素イオン濃度	6.1～8.6	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 20	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 13 最大 50	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 6.9	同左
砒素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 0.04 最大 0.07	同左
鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 0.04 最大 0.08	同左
カドミウム及びその化 合物 (mg/ℓ)	通常 0.01 最大 0.03	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 0.5未満 最大 2	同左
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/ℓ)	通常 0.0003未満 最大 0.0025	同左

ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	通常 4 最大 10	同左
シアン化合物 (mg/ℓ)	通常 0.1未満 最大 0.8	同左
有機燐化合物 (mg/ℓ)	通常 0.1未満 最大 0.8	同左
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	通常 0.05未満 最大 0.4	同左
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/ℓ)	通常 0.0005未満 最大 0.004	同左
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	通常 0.03未満 最大 0.08	同左
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	通常 0.01未満 最大 0.08	同左
ジクロロメタン (mg/ℓ)	通常 0.02未満 最大 0.16	同左
四塩化炭素 (mg/ℓ)	通常 0.002未満 最大 0.016	同左
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	通常 0.004未満 最大 0.032	同左
1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	通常 0.02未満 最大 0.8	同左
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	通常 0.04未満 最大 0.32	同左
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	通常 0.3未満 最大 2.4	同左
1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	通常 0.006未満 最大 0.048	同左
1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	通常 0.002未満 最大 0.016	同左
チウラム (mg/ℓ)	通常 0.006未満 最大 0.048	同左

シマジン (mg/ℓ)	通常 0.003 未満 最大 0.024	同左
チオベンカルブ (mg/ℓ)	通常 0.02 未満 最大 0.16	同左
ベンゼン (mg/ℓ)	通常 0.01 未満 最大 0.08	同左
セレン及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 0.01 未満 最大 0.08	同左
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	通常 0.005 未満 最大 0.40	同左

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和2年6月17日から同年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和2年7月8日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 276 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 277 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
652	恒見朽網線	門司区新門司三丁目 1 1 番地 先から 小倉南区大字吉田 2 3 3 5 番 7 まで	25.4 ～ 76.6	2,717.4



北九州市公告第412号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
粗大ごみ処理業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市環境局循環社会推進部施設課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年5月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州メタル産業株式会社  
北九州市小倉北区西港町62番4号
- 5 落札金額  
16億5,000万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和2年4月16日
- 8 落札方式  
最低価格による。